

◎ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

促進に関する法律

(平成二四年八月一〇日法律第五七号)

一、提案理由(平成二四年七月二七日・衆議院環境委員会)

○細野国務大臣　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となつております。

このような状況の中で、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型電子機器等が使用済みとなつた場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村による処分が行われております。市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されているのが現状です。

このような状況を踏まえて、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

源化の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、使用済み小型電子機器等の再資源化のための事業を行おうとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けられることとしております。

第三に、再資源化事業計画の認定を受けた者が使用済み小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可是不要とすることとしております。

第四に、再資源化事業計画の認定を受けた者については、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき産業廃棄物処理事業振興財團が行う債務保証等の対象とすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

一一〇四

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成二十四年七月三一日)

○生方幸夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定並びに当該認定を受けた再資源化事業計画に従つて行う収集・運搬及び処分の事業について、同計画の認定を受けた者等は廃棄物処理法の許可を受けないで再資源化に必要な行為を業として行うことができる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二十六日本委員会に付託され、翌二十七日、細野環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。本日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年七月三一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　国民からの使用済小型電子機器等の収集に当たつては、現状において市町村の回収がその大半を占めることから、市町村が主体となった回収体制の構築のため、国は必要な支援を行ふこと。

二　使用済小型電子機器等の収集・運搬に当たつて違法、脱法行為が行われることがないよう、本法及び廃棄物処理法に基づき、国及び地方公共団体が連携して認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者に對して適切な指導監督を行う必要があることから、そのための対策を強化すること。

三　地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること。

四　海外で環境上不適正な処理が行われることのないよう、現行の規制を徹底するとともにその改善方策について検討すること。

五　「アジア3R推進フォーラム」における「東京3R宣言」

をはじめとした成果等を踏まえ、我が国の優れたりサイクル

技術の活用がアジア全体の環境負荷の低減につながることに鑑み、我が国のリサイクル技術の国際展開を積極的に行うとともに、海外では適正にリサイクルできないが我が国ではリサイクル可能なものは輸入を促進するなど、循環資源の適切な国際移動の円滑化を図ること。

三、参議院環境委員長報告(平成二四年八月三日)

○松村祥史君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、循環型社会の構築が喫緊の課題となっている中で、使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として処分され、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されている状況を踏まえて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本的な事項を定めることもあります。

委員会におきましては、市町村に対する財政支援の必要性、認定事業者の適正処理の確保策、地域に根差した事業者の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて

御承知願います。

質疑を終局いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、市町村への援助や製造業者等による回収及び再資源化の促進等を内容とする修正案が提出されました。順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年八月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、国民からの使用済小型電子機器等の収集に当たっては、現状において市町村の回収がその大半を占めることから、市町村が主体となった回収体制の構築のため、国は制度の立ち上げ時等に必要な支援を行うこと。
二、認定事業者等の情報の公開など制度全体の透明性の確保に努めるとともに、使用済小型電子機器等の収集運搬に当たつて違法、脱法行為が行われることがないよう、本法及び廃棄物処理法に基づき、国及び地方公共団体が連携して認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者に対して適切な指導監

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

一一〇六

督を行う必要があることから、そのための対策を強化すること。

三、地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること。

四、使用済小型電子機器等のリサイクルの実効性確保のためには、多数の市町村の参加が不可欠であることから、制度の趣旨や望ましい再資源化の在り方を明確に示した上で十分に周知を図り、地域の偏りのないように市町村の参加を得るよう努めること。

五、金属市況の影響等によりリサイクル事業が中断することがないよう、都市鉱山ビジネスとしての採算性確保の観点からも、再資源化事業計画の認定に当たっては十分に検討を行うこと。

六、回収量を確保するためには、使用済小型電子機器等の適正な排出が必要であることから、制度の内容や必要性について国民に十分な普及啓発を行うこと。また、適正な排出を促すため、市町村が回収した使用済小型電子機器等の引渡先である認定事業者や処理状況の見える化を図るとともに、国民が安心して排出できるよう、個人情報の保護対策を徹底すること。

七、リサイクルの実施に当たっては、有害な物質の環境経由の暴露や労働者への暴露を防止するため、認定事業者による適切な環境対策等を講ずること。

八、小型電子機器等の製造業者に対する環境配慮設計や再資源化された資源の積極的利用の推進を図るとともに、より環境負荷の少ない代替材料開発を推進すること。また、小型電子機器等に含まれる鉱種等に係る情報の関係者による共有可能に取り組むこと。

九、効果的なリサイクルを実現するため、本法と資源有効利用促進法におけるリサイクルや携帯電話等の既存のリサイクルの取組との連携に努めること。また、レアメタルのリサイクル技術は開発途上のものが多いことから、技術開発を促進するとともに、幅広い再資源化を実現するため、その技術の普及を図ること。

十、廃棄物等のリサイクル・処理を担う静脈産業は、循環型社会を支える重要な役割を果たしており、環境配慮を通じた成長にもつながるよう、金融支援も含め、静脈産業育成のための施策を推進すること。

十一、アジアを中心とする海外における不適正な処理を防止するため、バーゼル法や廃棄物処理法の適正な運用を強化するとともに、不用品回収業者対策についても万全を期すこと。

また、海外における環境保全や資源循環確保のため、アジア
3R推進フォーラムや日中韓三カ国環境大臣会合などを通じ
て、我が国のリサイクル制度や技術の国際的展開を図るとと
もに、海外では適正にリサイクルできないが我が国ではリサ
イクル可能なものは輸入を促進するなど、制度の充実や技術
の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。